

広報 うらやす

パブリックコメント
特集号

自転車安全条例

皆さんのご意見をお伺いします

～浦安市自転車の安全利用に関する条例（骨子案）～



自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が手軽に利用している交通手段であり、多くの市民の方が利用しています。
しかし、自転車の通行マナーの悪さや歩行者への迷惑運転に対する批判も高まっており、また、自転車に関わる交通事故も増加傾向にあることから、自転車の安全利用の確保が緊急な課題となっています。
市では、自転車の安全利用の促進と交通事故の防止に積極的に取り組んでいくため、浦安市自転車の安全利用に関する条例（自転車安全条例）の骨子案を取りまとめました。
今号では、その概要をお知らせし、市民の皆さんのご意見を伺い、浦安市自転車の安全利用に関する条例を策定していきます。

問 交通安全課



条例の目的

この条例は、市・自転車利用者などのそれぞれの責務を明確にし、自転車の安全な利用の促進に関する基本的な事項を定めることによって、自転車利用者の秩序ある利用に関する意識の向上を図り、自転車を安全・快適に利用できる環境を整備し、自転車に関係する事故を防止することを目的としています。



ご意見をお聞かせください

浦安市自転車の安全利用に関する条例（骨子案）の全文は、市ホームページ、情報公開コーナー（文化会館2階）、各公民館、中央図書館、各駅前行政サービスセンター、市民活動センター、総合福祉センター、交通安全課（市役所第2庁舎1階）でご覧になれます。ご意見などは、11月21日（金）（消印有効）までに、直接または郵便、ファクス、Eメールでお寄せください。
いただいたご意見は、市の考え方などといっしょに広報うらやすや市ホームページでお知らせします。これは浦安市市民参加推進条例に基づくパブリックコメントです。

◆直接提出

書面でまとめたものを交通安全課へ

◆郵便

ハガキまたは市長への手紙、封書で、〒279-8501 浦安市役所交通安全課へ

◆ファクス

タイトルを「自転車の安全利用に関する条例（骨子案）」として、☎352・7996へ

◆Eメール

タイトルを「自転車の安全利用に関する条例（骨子案）」として、
✉koutsuu@city.urayasu.lg.jpへ
※ご意見には必ず氏名と住所を記入してください



郵便はがき

279-8701

料金受取人払郵便

浦安局承認

2496

差出有効期間
平成20年12月
31日まで

（切手をはらずに
お出しください）

浦安市役所 交通安全課 行

（受取人）
猫実一丁目1番1号

きりとり線

きりとり線



